

令和 5 年 5 月 2 日

学生の皆さんへ

学生支援本部長

令和 5 年 5 月 8 日からの課外活動について

令和 5 年 5 月 1 日付け「5 月 8 日以降の本学施設内におけるマスクの着用等について」においてお知らせしたとおり、5 月 8 日以降課外活動の制限を変更することとしました。

変更内容の詳細は以下のとおりのため、内容を確認の上活動してください。

なお、感染リスクがゼロになるものではないことから、感染拡大防止のため、必ず以下の留意事項等に従って活動を行ってください。

1 制限内容の変更について

- ・ 活動時間は制限しない。
- ・ 飲食を伴う活動や懇親会等について、制限は設けないが、実施する場合は感染対策を徹底すること。
- ・ 大会・行事へ参加する場合の宿泊について、制限は設けないが、感染対策を徹底すること。
- ・ 感染者が出た団体の活動について、制限は設けないが、同じ団体に所属する他の学生は、健康観察に努め、普段と異なる症状がみられる場合は活動へ参加しないこと。

2 留意事項について

- ・ 「3密（密閉空間・密集場所・密接場所）の回避」、「人と人との距離の確保」、「手洗い、手指消毒」、「換気」などの基本的な感染対策を継続すること。
- ・ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合は、活動へ参加しないこと。
- ・ マスクの着用については求めないことを基本とする。マスクの着脱を強いることのないようにすること。ただし、混雑した電車やバスを利用する場合や、実習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においてはマスクの着用を推奨すること。
- ・ 上記以外に、各学部や実習施設から指示や指導がある場合はそれに従うこと。

3 活動時の手続きについて

- ・ 前期及び後期の活動開始前に「新型コロナウイルス感染予防策届」を提出すること。
- ・ 活動後は、指定の参加者名簿を活動後翌日までに学生センター前のボックス 28 に提出すること。
- ・ 大会・行事へ参加する場合は、活動の 7 日前までに学外行事参加願を必ず提出すること。
- ・ 宿泊を伴う大会・行事への参加の場合は、活動の 10 日前までに学外行事参加願を必ず提出すること。